

2013年度  
民事再生法講義

4

関西大学法学部教授  
栗田 隆

第2章 再生手続の開始

3. 開始決定が実体関係に及ぼす効果 (1)

- 開始後の権利取得
- 未解決の法律関係の解決

開始後の財産的変動に関する規定  
破産法の規定との対応関係

民事再生法	事項	破産法
85条	倒産者による弁済	47条・100条
41条1項・2項、 監督命令があれば54条2項・4項、 管理命令があれば76条1項・2項	その他の法律行為 倒産者への弁済	50条
44条	倒産者の行為によらない権利取得	48条
45条	登記及び登録	49条
46条	手形の引受け等	60条

T. Kurita

2

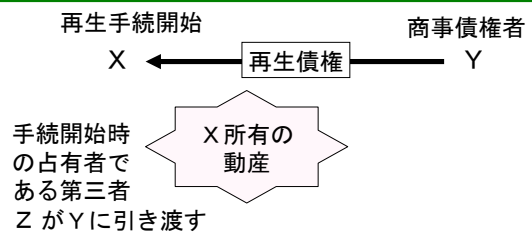
再生債務者の弁済行為の制限

- 再生債務者が再生手続開始後に再生計画によらずに再生債権者に弁済することは、次の規定により禁止されており、しても無効である。
  1. 85条
- 次の規定の趣旨及び適用範囲との違いを確認しておくこと。
  - 41条2項
  - 監督命令が発生された場合に、54条4項
  - 管理命令が発せられた場合に、76条1項

T. Kurita

3

開始後の権利取得の制限 (44条)  
(破産法48条と同趣旨)

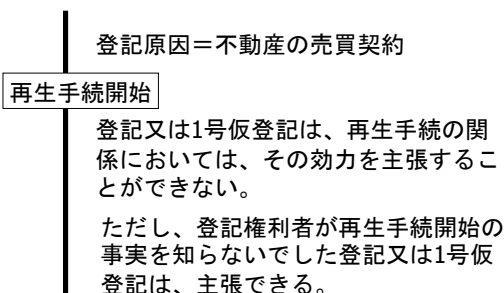


Xの行為によらずにYが占有を取得しても、Yは商事留置権を取得しない

T. Kurita

4

開始後の登記及び登録 (45条)  
(破産法49条と同趣旨)



T. Kurita

5

45条の注意点

- 登記・登録のみに適用される。ただし、債権譲渡の対抗要件としての通知あるいは債務者の承諾にも適用があるとする異説もある。
- 再生債権への弁済行為としての登記にのみ適用がある。抵当権設定契約に基づき抵当権設定登記に協力することも契約の履行行為であり、45条の適用がある。ただし、抵当権設定契約が物権契約であるとすれば適用がないとする見解もある。

T. Kurita

6

### 問題

②再生手続開始決定 ②について善意

再生債務者 Y ← 再生債権 ← 再生債権者 X

債権 ↓  
債務者 Z

②について善意

③譲渡の承諾

債権をもって代物弁済する旨の契約

Xは、債権の取得を再生手続との関係で主張できるか

T. Kurita 7

### 問題

①再生手続開始決定

再生債務者 Y ← 債権の譲渡契約 → X

債権 ↓  
債務者 Z

③譲渡の承諾

Xは、債権の取得を再生手続との関係で主張できるか。場合分けをして答えなさい。

T. Kurita 8

### 開始後の手形の引受け等 (46条)

(破産法60条と同趣旨)

②再生手続開始

A → ①為替手形の振出 → B

④求償権 ④弁済 手形債権

C ← ③Aの再生手続開始を知らずに支払引受

Cが弁済時にAの再生手続開始を知っていた場合でも、Cの求償権は再生債権となる。

T. Kurita 9

### 46条の根拠

- 手形・小切手取引の円滑性を高めるための規定である。
- 求償権の位置づけについて、2つ説明方法がある。1の説明が多い。
  1. 再生手続後に原因のある債権であるが(84条の例外として)再生債権とされた。
  2. 再生手続開始前に振出人と支払人との間に支払委託契約が締結されていることが前提になってお、その委託契約が原因である。

T. Kurita 10

### 善意又は悪意の推定 (47条)

(破産法51条と同趣旨)

再生手続開始

↑ 善意であると推定

再生手続開始の公告 (35条1項)

↓ 悪意であると推定

T. Kurita 11

### 共有関係 (48条)

(破産法52条と同趣旨)

- 再生手続の追行を容易にするために、共有物の分割が必要となる場合がある。
- 不分割特約にかかわらず、再生債務者等は、分割を請求することができる。他の共有者からの分割請求まで認める規定ではない。
- 管財人等が分割を請求するときは、他の共有者は、相当の償金を支払って再生債務者の持分を取得することができる。

T. Kurita 12

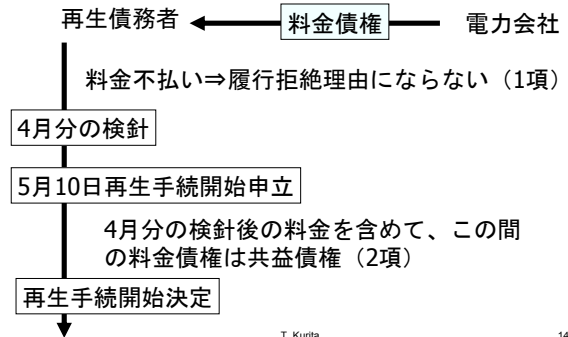
双方未履行契約（49条）  
（破産53条と同趣旨）

- 再生債務者等の履行または解除の選択権（1項）
- 相手方の確答催告権（2項） 確答がない場合には解除権放棄とみなす（破産法と逆）
- 労働協約への不適用（3項）。再生を目的としているためである（破産法にはない規定）。
- 履行選択の場合には、相手方の請求権は共益債権となる（4項）。
- 破産法54条の準用（5項）

T. Kurita

13

継続的給付を目的とする双務契約（50条）  
（破産法55条と同趣旨）



T. Kurita

14

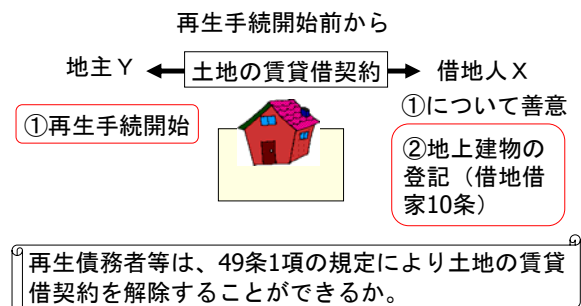
51条により準用されない破産法の規定  
破産法57条

- 破産法57条は、委任契約が破産手続の開始により当然に終了する（民法653条2号）ことを前提にする。
- 委任者について再生手続が開始されても、委任契約は当然に終了しない。管理命令が発せられた場合でも、当然終了を認める規定がない。管財人は、民法651条により解除することになる。
- ただし、受任者による債務者の財産の処分については再生法41条等の制限に服する。
- また、支払委託契約に基づく再生債権の支払については、再生法46条とのバランス上も、受任者が支払時に再生手続開始について善意の場合にのみ求償権は再生債権になるとするのがよい。

T. Kurita

15

問題



T. Kurita

16